

令和5年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）④

令和5年9月25日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和5年度行政評価・外部評価④ 「家庭児童相談室事業」【子ども家庭課】
開催日時	令和5年9月25日（月） 午後3時40分から午後4時30分まで
開催場所	市役所西庁舎2階 第7・8会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 室淳子、樋口和則、細萱健一、安立憲市、近藤恵美子 <担当課> 子ども部長 山端剛史 課長 出口史朗 課長補佐兼家庭係長 鈴木晶子 <事務局> 総務部長 加藤英之、総務部次長 福岡隆也、 行政課長 若杉雅弥、課長補佐 水草純、庶務係長 佐藤雄亮
傍聴者人数	1人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 質疑、意見等	<p>（委員）</p> <p>成果指標をどのようにすればという問いについて、まず、相談員の数という指標には違和感がある。手段として相談員の数を適切な数とするのは良いが、指標としては、例えば相談に対応できた数とか、相談があった事案のうち、解決して困難がなくなった数などとしてはどうか。</p> <p>⇒相談対応した数は多ければ良い、少なければ良いというのではなく、指標の設定に苦心している。困難がなくなった数は計測が困難である。</p> <p>（委員）</p> <p>適正な相談員の数は何人か。</p> <p>⇒正職員1人と会計年度任用職員3人の4人体制が適正である と考える。2人1組で活動するため偶数が良い。</p>
--------------------	---

(委員)

なぜ2組が適正であるのか。

⇒昨年度は年に200件の相談を2組で何とか対応できる状態だったため

(委員)

人員の確保は難しいのか。

⇒専門職の採用であり、年度途中の採用は難しい。年度当初の採用であってもなかなか応募はない。

(委員)

虐待事件が報道されるたび児童相談所が取り上げられる。相談窓口に行くハードルは高い。家庭訪問やアンケート、聞き取りなどのアプローチはできないか。事案が増加している様子はあるか。

⇒相談件数は増えているが、虐待対応に近い相談に関しては、市の相談室への相談は減っている。県の児童相談所への件数は増えている。

(委員)

市と県の役割分担、連携はどのようなようか。

⇒緊急性が高い案件は児童相談所が対応し、比較的緊急性が低い案件は市の相談室が対応する。県で対応していた案件が落ちてきたら市へ対応を移すこともある。

(委員)

その役割分担は、法令で決まっているのか。

⇒法令に定めがあるかはこの場で確認できない。

(委員)

家庭相談員は対応能力が求められる職であり、会計年度任用職員として求人しても応募があるのか疑問である。

(委員)

広域連携で雇用することはできないか。

⇒そのような方法ができるのか分からないが、今後の参考にする。

(委員)

相談員の数を確保したい思いが強いために、採用事務についてのエピソードしか説明がない。相談の具体的な内容は伏せるにしても、数値を交えた統計的な活動状況は説明できるのではないか。

連携については、児童相談所だけでなく、養護施設との連携も必要ではないか。

⇒子育て支援短期利用事業（ショートステイ）としてキンダーホルト等の児童養護施設と連携している。

(委員)

相談件数等や相談結果の統計的なデータは把握していないのか。

(委員)

解決したかどうかは難しいにしても、市の相談の手は離れたとか、キンダーホルトに移行したといった件数は測ることができるのでは。

⇒対応記録を残しているが、解決した、しなかったの件数は測っていない。

(委員)

児童虐待の通報や相談は、どのような立場の人から連絡があるのか。

⇒学校や保育園からが多く、近隣住民からの場合もある。

(委員)

相談件数 219 件の内訳として、就学時と未就学児の割合はどのようか。

⇒把握はしているが、手持ちとしてはこの場に持ち合わせていあ

	<p>ない。</p> <p>(委員)</p> <p>成果指標について、虐待等の事前予防活動によって相談件数が減少するとするなら、相談件数の減少は成果目標といえるか。</p> <p>⇒相談件数の減少は、見えていないところで虐待等が増加している場合があり、単純に良い成果とはいえない。問題解決率や市民の満足度は有用だと思うので、検討したい。</p> <p>(委員)</p> <p>本事業の対象の児童は何歳までか。</p> <p>⇒18歳未満である。</p>
--	--

<p>講評・まとめ</p>	<p>成果指標について、相談員数も大事だが、相談への対応についての指標に変えるよう検討されたい。</p> <p>また、活動エピソードは相談員の採用に関するものでなく、相談に関するものを具体的にまとめておくべきである。</p>
---------------	--